

東日本大震災により被災した者に対する入学金・授業料免除の特別措置制度について
(2020年度1年次学生用)

学校法人東北文化学園大学が設置する東北文化学園専門学校では、東日本大震災で被災し、経済的に修学が困難となった者に対して、申請に基づき、被災区分に応じて2020年度の入学金及び後期授業料を免除する特別措置制度を実施いたします。

記

1. 被災区分及び特別措置内容

東北文化学園専門学校の1年次学生（専攻科を除く）で、次の被災区分に該当する場合は、入学金の半額及び後期授業料の半額を免除します。

ただし、「高等教育の修学支援新制度」の支援により免除（減免）となった額は、対象になりません。

- ① 東日本大震災により主たる家計支持者が死亡又は行方不明の者
- ② 主たる家計支持者が大震災時に所有し、住居としている家屋（持家）が大震災により全壊した者
- ③ 東日本大震災時、福島原子力発電所の事故に伴い政府指定の区域「帰宅困難区域」「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」に主たる家計支持者の住居（持家又は借家）があり、居住していた者（政府指定の避難指定区域は、2020年4月1日時点）

※ 「家計支持者」とは、学生の保護者で家計を支える者のことをいう。

2. 申請方法

特別措置制度を希望する方は、申請書に下記の必要書類を添付して提出して下さい。申請書の『被災内容及び経済的困窮状況』欄は、審査の判定に使用しますので詳しく記入して下さい。

なお、書類不備の場合は、申請書を受理しない場合がありますので、ご注意ください。

- 【必要書類】
- ① 2020年度特別措置制度申請書
 - ② 被災状況に応じた証明書等

▼被災状況を証明する書類

被災状況	提出書類
主たる家計支持者が死亡又は行方不明の方	次のいずれかの書類を提出 ・死亡診断書又は検死検案書等の写し ・戸籍抄本の写し（震災により死亡した旨が記載されたもの） ・震災により行方不明となっている旨を証明する書類 ・学生との続柄がわかる書類
住居が全壊した方（津波による流出含む）	次のすべての書類を提出 ・罹災証明書の写し（公的機関が発行し、住居の被害状況が証明できるもの） ・住民票の原本（世帯者すべての続柄等が記載されているもので6ヶ月以内） ・東日本大震災時に住居を所有していたことを証する書類（平成23年度の固定資産税納税通知書の写し、固定資産評価証明書 等）※「納税証明書」は不可
原発の避難指定区域から避難した方	・被災証明書又は罹災証明書の写し（公的機関が発行し、避難指定区域居住者であることが証明できるもの）

【提出書類に関する注意事項】

- ① 原則として提出した書類は返却いたしませんのでご注意ください。
- ② 審査期間中に、書類の追加提出を求めることがあります。その場合には指定された書類を必ず提出して下さい。

3. 申請書受付期間

受付期間： 2020年7月31日（金）まで【必着】

受付時間： 平日 午前9時から午後5時まで

提出先： 東北文化学園専門学校 事務課

〒981-8552 仙台市青葉区国見六丁目45番16号

※ 郵送で提出する場合は、最終日消印有効です。必ず簡易書留でお送り下さい。

4. 審査方法

入学金及び後期授業料について、本法人で設置する輝ける者委員会において、審査を行い、決定の可否を文書でお知らせいたします。

5. 注意事項

- (1) 申請内容で不明な点や提出書類について電話等で事情を聞くことがありますので、本法人からの電話に対応して下さい。
- (2) 後期授業料の特別措置の決定を受けたのち、退学した場合及び除籍された場合は、原則として免除した授業料を納入していただきますので、ご注意ください。
- (3) 申請に伴う提出書類に不正等が確認された場合は、特別措置制度の決定を取消し、免除した金額を納入していただきますので、ご注意ください。

6. その他

- (1) 本制度決定者には、既に納付してあります入学金及び後期授業料から、減免金額を返金いたします。
- (2) ご不明な点や、授業料等の支払いに関して質問・相談がある場合は、お問合せ下さい。

専門学校事務課 TEL 022-233-7951

以上